

小・中学校の指定外就学（香芝市立学校の指定校の変更による就学）の許可基準

1 申請窓口 香芝市教育委員会事務局 学校教育課（市役所4階）

2 基準等

区分	許可基準	許可期間	必要書類等
学期途中の 転居	転居後、従来就学していた学校への就学を希望する場合で、通学に支障がないと認められるとき。	1 最終学年（小学校6年生・中学校3年生）転居時から卒業までの期間 2 上記1以外の学年 転居時から学期末までの期間	申請書
学期途中の 転居予定	学期途中に転居予定であり、事前に転居予定先の校区の学校への就学を希望する場合で、通学に支障がないと認められるとき。	学期の初日から転居予定の日までの期間	申請書、転居予定であることを証するもの（売買契約書・賃貸借契約書等）、転居予定の時期がわかるもの、その他
教育上の配 慮	次のいずれかの事由により適当と認められるとき。 1 家庭の事情により居住地が住民登録地と異なるとき。 2 病気等の健康上の理由により通学に関し配慮する必要があると認められるとき。 3 住民登録地において昼間保護する者がなく、預り先等がある校区の学校への就学を希望する場合 4 いじめ等を受けた経緯・状況からやむを得ないと認められるとき。 5 転校により不登校又は過度の心身負担が解消されると認められるとき。 6 その他教育上の配慮が必要と認められるとき。	必要と認められる期間	申請書、その他事由ごとに必要と認められるもの
選択区域	教育委員会が指定した選択区域内に居住し、指定の学校の変更を希望するとき。	入学（転入学）から卒業までの期間	申請書

3 受付時期 転居時等随時（入学に係る場合は、入学の前年度9月以降）